

○金沢大学における障がいのある学生の修学等の支援に関する規程

(平成 17 年 4 月 1 日規程第 373 号)

改正

(趣旨)

第 1 条 この規程は、金沢大学(以下「本学」という。)が、障がい(身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む。)、その他心身の機能の障がいという。以下同じ。)のある者を受け入れ、修学等の支援(以下「支援」という。)を行うための体制を整備し、その支援を円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において「障がい学生」とは、障がいがあり、身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者又はこれに準ずる障がいがあると認められる者で、本人が支援を受けることを希望し、かつ、その必要性が認められた者をいう。

(支援体制)

- 第 3 条 障がい学生に対する支援は、障がい学生の要請に基づき、所属する学域、研究科、国際基幹教育院総合教育部又は別科(以下「所属学域等」という。)において担当する。
- 2 所属学域等は、国際基幹教育院及び関係部局と相互に連携するものとする。
 - 3 前 2 項の支援を円滑かつ適切に行うために、金沢大学障がい学生支援室は関係部局間の調整を行うものとする。

(支援の要請)

- 第 4 条 障がい学生は、入学前(入学者選抜試験受験時を含む。)、入学後のいずれの時期においても、所属学域等に対して支援を要請することができる。
- 2 申し出のあった支援の必要性の有無及び支援の範囲については、所属学域等及び障がい学生支援室と障がい学生との間でその都度協議するものとする。

(入学者選抜試験等に関する相談体制)

第 5 条 障がい学生支援委員会は、入学者選抜試験の特別措置等の相談及び入学後の修学等に係る相談に応じるため、相談に関する指針を別に定めるものとする。

(履修及び単位認定等における特別措置)

第 6 条 所属学域等は、障がい学生に対し、履修及び単位認定等において当該学生の不利益にならないよう、特別な措置を講ずるものとする。

(紛争の防止又は解決等)

第7条 障がいを理由とする差別（不当な差別的取扱い，合理的配慮の不提供等）に関する紛争の防止又は解決策については，障がい学生支援委員会構成員のうち，委員長が指名する4名程度で審議するものとする。

2 前項による対応について，障がい学生から不服申立があった場合は，相談窓口を総合相談室とする。なお，不服申立てによる調査委員会の設置等の取扱いは別に定める。
（事務）

第8条 支援に関する事務は，所属学域等の事務部において行い，学務部学生支援課が協力するものとする。

（雑則）

第9条 この規程に定めるもののほか，この規程の実施に関し必要な事項は，障がい学生支援委員会委員長が別に定める。

附 則

この規程は，平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は，平成18年6月9日から施行し，平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規程は，平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は，平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は，平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は，平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は，令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は，令和7年4月1日から施行する。